

# 中国における孤虚の占法とその変遷について —式占との関わりから—

樺島 雅弘

## 序 言

孤虚こきょとは、中国で古くから存在する占術の一つである。伝世文献における最も古い記述としては、『尉繚子』武議篇の「今世將考孤虛、占咸池、合

龜兆、視吉凶、觀星辰風雲之變、欲以成勝立功。（今の世の将は、孤虚を考え、咸池を占い、龟兆を合し、吉凶を視、星辰風雲の変を見て、以て勝ちを成し功を立てんと欲す。）が挙げられる。この文章は、『尉繚子』が成立した戦国時代の将軍が、占いによって勝利を得ようとしている状況を批判的に述べている（注1）。孤虚は、そうした占いの一つとして登場する。

また、『史記』亀策列伝には「日辰不全、故有孤虚。（日辰全からず、故に孤虚有り。）」という記述があり、『漢書』芸文志の「五行」に「風后孤虚二十卷」が著録されている。（現在は亡失）以上により、古代中国において、孤虚は思想史上、一定の位置を占めていたことが窺える。

『漢語大詞典』において、孤虚は以下のように説明されている。「古代方

術の用語である。すなわち日時を計算し、十天干を十二地支に配当していき一旬とし、（旬内において）余った十二地支が「孤」であり、それと対する十二地支が「虚」となる。古代では常に吉凶禍福の成敗を占うために用いられた。」（日本語に翻訳）

しかし、その占法や思想史的な考察については、充分になされているとは言い難い。孤虚占とは、「孤」「虚」を用いて何の吉凶禍福をどのように占う術なのだろうか。また、どのように継承されていったのだろうか。仮に変化が確認できた場合、その原因は何に求められるのだろうか。

小論では、右のような問題意識のもと、検討を進めていく。まず第一章から第三章では、隋の『五行大義』や『六甲孤虚法』（『史記』の南朝宋・裴駟注に引く）、唐の『太白陰經』、北宋の『虎鈴經』、元の『戒事類占』のような伝世文献や、出土文献（『日書』<sup>にっしょ</sup>・敦煌文献P.2610）などの関連記述を活用し、孤虚の占法と占う内容・その変遷について明らかにしていく（注2）。

一方、孤虚占の思想史的な検討を進めるにあたり、重要な視点となつて

くるのが、式占（太乙占・六壬占・遁甲占）との関わりである。そこで第四・五章では、両者の関係性に注目しながら、孤虚の占法と変遷を明らかにする。

## 一 孤虚占の基礎情報

小論ではまず、孤虚の占法と占う内容について検討する。『五行大義』卷二「論配支干」の記述を参考し、「孤」「虚」の意味について明らかにしていく。

干既有十、支有十二。輪轉相配、終於癸亥。故有六十日。十日一句。故有六旬。一句盡一甲癸。便以甲配子、盡干至癸酉。便盡干、餘支有戌亥。又起甲配戌、盡干至癸未、餘支有申酉。又起甲配申、盡干至癸巳、餘支有午未。又起甲配午、盡干至癸卯、餘支有辰巳。又起甲配辰、盡干至癸丑、餘支有寅卯。又起甲配寅、盡干至癸亥。

干は既に十有り、支は十二有り。輪轉して相配し、癸亥に終わる。故に六十日有り。十日は一句なり。故に六旬有り。一句には一の甲癸を尽くす。便ち甲を以て子に配し、干を尽くして癸酉に至る。便ち干を尽くせども、余支 戌亥有り。又た甲に起こりて戌に配し、干を尽くして癸未に至りて、余支 申酉有り。又た甲に起こり申を配し、干を尽くして癸巳に至りて、余支 午未に有り。又た甲に起こりて午に配し、干を尽くして癸卯に至りて、余支 辰巳有り。又た甲に起こりて辰に配し、干を尽くして癸丑に至り、余支 寅卯有り。又た甲に起こりて寅に配し、干を尽くして癸亥に至る。

一句之内に、二支配偶無き者、之を孤と為す。対衝する所の者、之を虛と為す。ト筮に云う所の空亡なり。支 孤にして干無きを以て、故に名づけて空亡と為す。亡とは無なり。干無きの故に亡なり。対する所の者は全く虚なり。故に空と云うなり。

記述の要点は、以下の通りである。まず、「孤」「虚」の意味を知る上で重要となるのが、「旬」という概念である。旬とは、時間の単位の一つであり、十日間のことを指す。この時間の単位は孤虚を占う際、重要な（注<sup>3</sup>）。旬ごとにには、必ず使われていない地支（十二支）が二つ存在する。この二つを「孤（もしくは空）」と称する。また、孤と「対衝」する地支が「虚（もしくは亡）」である。

「対衝」とは、干支がそれぞれ互いに相対することを指す。同じく『五行大義』卷二「論衝破」に「衝破者、以其氣相格對也。（衝破とは、其の氣の相格對するを以てなり。）」「支干各自相對。（支干各自ら相對す。）」とある通りである。地支の対衝については、「子・午衝破、丑・未衝破、寅・申衝破、卯・酉衝破、辰・戌衝破、巳・亥衝破。（子・午衝破し、丑・未衝破し、寅・申衝破し、卯・酉衝破し、辰・戌衝破し、巳・亥衝破す。）」とある通りである。つまり、甲子の旬においては、戌・亥が存在しないため「孤」となり、その対衝となる辰・巳が「虚」となる。

甲子の旬以外の孤虚については、それぞれ法則性から導き出せる他、前述の『六甲孤虚法』で明示されている。

甲子旬中無戌亥、戌亥爲孤、辰巳即爲虛。甲戌旬中無申酉、申酉爲孤、寅卯即爲虛。甲申旬中無午未、午未爲孤、子丑即爲虛。甲午旬中無辰巳、辰巳爲孤、戌亥即爲虛。甲辰旬中無寅卯、寅卯爲孤、申酉即爲虛。甲寅旬中無子丑、子丑爲孤、午未即爲虛。

甲子の旬中 戌亥無く、戌亥 孤と為り、辰巳即ち虛と為る。甲戌の旬 中 申酉無く、申酉 孤と為り、寅卯即ち虛と為る。甲申の旬中 午未無く、午未 孤と為り、子丑即ち虛と為する。甲午の旬中 辰巳無く、辰巳 孤と為り、戌亥即ち虛と為る。甲辰の旬中 寅卯無く、寅卯 孤と為り、申酉即ち虛と為る。甲寅の旬中 子丑無く、子丑 孤と為り、午未 即ち虛と為る。

この記述から（表二）のような表が作成できる。

（表二）各旬と孤・虚 一覧

干支						旬
甲寅	甲辰	甲午	甲申	甲戌	甲子	
甲寅	乙巳	乙未	乙酉	乙亥	乙丑	
乙卯	丙午	丙申	丙戌	丙子	丙寅	
丙辰	丁未	丁酉	丁亥	丁丑	丁卯	
丁巳	戊申	戊戌	戊子	戊寅	戊辰	
戊午	己酉	庚亥	己丑	己卯	己巳	
己未	庚申	庚戌	庚子	庚寅	庚辰	
庚酉	辛亥	辛丑	辛卯	辛巳	辛未	
壬戌	壬子	壬寅	壬辰	壬午	壬申	
癸亥	癸丑	癸卯	癸巳	癸未	癸酉	孤（空）
子・丑	寅・卯	辰・巳	午・未	申・酉	戌・亥	虚（亡）
午・未	申・酉	戌・亥	子・丑	寅・卯	辰・巳	

次に、具体的な占法については、同じく『五行大義』に記述が見られる。

「算法は横に十二支の位を四方に下し、縦に八干の位を四方に下し、戊己の位を中央に下す」は、「四方」を東西南北の意味で解釈し、子＝北という占術の基本的認識に沿い、一方位に二つの干支を配置する。また、中央に位置する天干の「戊己」とペアである「辰巳」は中央に配置する。孤となる「戌亥」の位置に関する記述がないが、戌亥は古くから北西を示す語であるため、北と西の間に配置する（注4）。

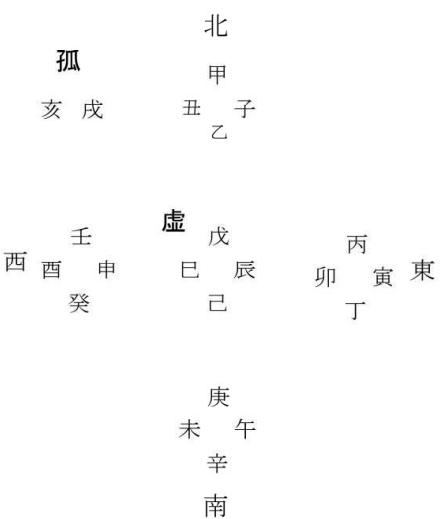
この記述から、孤虚占においては、時間と方位の両方が重要なことが分かる。

『五行大義』と『六甲孤虚法』の他、孤虚占に関する具体的記述は、諸書に散見する。例えば、『後漢書』方術伝の唐・李賢注「孤虚者、孤謂六甲之孤辰、若甲子旬中戌亥無干、是謂孤也。對孤爲虛。（孤虚とは、孤六甲の孤なる辰を謂い、甲子の旬中 戌亥干無きがごとく、是れ孤と謂うなり。孤に対するを虚と謂う。）」が挙げられる。

算法横下十二支位於四方、縱下八干位於四方、下戌己位於中央。若甲子旬、取甲干以配子支。如此次第相配、至戌辰。位在中央。土爲四行主、不可移。故取辰支・巳支、入中央配戌己。餘悉以干就支。至戌亥無干配之。單故爲孤。辰巳之位支干並無。故名爲虛。

(図1)『五行大義』に見える甲子の孤虚の占法

「虚雜記」一巻や「六甲孤虚兵法」一巻が収録されている。両文献は、名称から明らかに孤虚と軍事との関わりが確認できる(注5)。



一方、軍事以外について占う際にも用いられた形跡が確認できる。例えば、孔家坡漢簡『日書』では、各旬の虚の方角から嫁を取るべきではないと説く(注6)。また、周家台秦簡『日書』は、賊が侵入する方位や、賊が盗んだものを保管している方位を占い、放馬灘秦簡『日書』(乙種)は、家で死人が出た場合に起る凶事の回数を占う(注7)。放馬灘秦簡の孤虚占は、占断と方角の関係が薄い点で特徴的である。なお、三種の孤虚占は、いずれも八方位を基準として占つており、『五行大義』の記述を復元する際の参照となる。

## 二 敦煌文献P. 2610に見える孤虚占

また、『虎鈴經』卷十一「孤虛第一百十七」には、「用旬孤虛、甲子背戌亥擊辰巳。(旬の孤虚を用いるに、甲子に戌亥を背にして辰巳を撃つ。)」とある。」」では、「孤の方角を背にして虚の方角を撃つ」という情報が得られる。つまり、軍事的に孤虚を用いる場合、占う旬の日(干支)をもとに孤・虚の方位を確認した上で、自分が孤の方角を背にして虚の方角の敵に攻撃すべきと解釈できる。

一方、敦煌文献P. 2610に見える孤虚占は、「これまで確認してきたものと比べ、占法がやや特殊である。

孤虚占を取り上げる前に、P. 2610の基礎情報について確認したい。P. 2610は、孤虚占を含む多種多様な占術を収録している。成立年代については、直接的な情報はないものの、P. 3288と同様の占術が多く含まれており(注8)、またP. 3288が恐らく唐代後半の成書である」とから(注9)、P. 2610が同時期に成書された可能性が考えられる。

該当文献は、カラー画像がGalllicaにて公開されている(注10)。他、閔長龍輯校『敦煌本數術文献輯校』中冊(中華書局、一〇一九年)が翻刻を行っている。小論ではこれらを参考しつつ、内容を確認していく。

また、既に亡失してしまっているものの、『隋書』経籍志に「黃帝兵法孤

### 推孤虛法

以徵<sup>①</sup>明臨太歲、天魁・「從魁」爲孤、太衝・天罡爲虛也。搖光正月建、從子丑擊午未、二月從丑寅擊申未、三月從寅卯擊申酉、四月從卯辰擊酉戌、五月從辰巳擊戌亥、六月從巳午擊亥子、七月從午未擊子丑、八月從未申擊丑寅、九月從申酉擊寅卯、十月從酉戌擊卯辰、十一月從戌亥擊辰巳、十二月從亥子擊巳卯。右十二月孤虛、千人以上用之。

徵明を以て太歲に臨めば、天魁・從魁 孤と為し、太衝・天罡 虚と為すなり。搖光 正月建、子丑從り午未を擊ち、二月 丑寅從り申未を擊ち、三月 寅卯從り申酉を擊ち、四月 卯辰從り酉戌を擊ち、五月 辰巳從り戌亥を擊ち、六月 巳午從り亥子を擊ち、七月 午未從り子丑を擊ち、八月 未申從り丑寅を擊ち、九月 申酉從り寅卯を擊ち、十月 酉戌從り卯辰を擊ち、十一月 戌亥從り辰巳を擊ち、十二月 子丑從り巳卯を擊つ。右十二月の孤虛にして、千人以上 之を用う。

### 推旬孤虛法

以登明加六甲辰、亦天魁・從魁爲孤、太衝・天罡爲虛。甲子旬從戌亥擊辰巳、甲戌旬從申酉擊寅卯、甲申旬從寅卯擊申酉、甲寅旬從子丑擊午未、甲辰旬從寅卯擊申丑、甲午旬從辰巳擊戌亥。右旬孤虛、百人以上用之。

登明を以て六甲の辰に加うれば、亦た天魁・從魁 孤と為り、太衝・天罡 虚と為る。甲子の旬 戌亥從り辰巳を擊ち、甲戌の旬 申酉從り寅卯を擊ち、甲申の旬 寅卯從り申酉を擊ち、甲寅の旬 子丑從り午未を擊ち、甲辰の旬 寅卯從り申丑を擊ち、甲午の旬 辰巳從り戌亥を擊つ。右の旬の孤虛、百人以上 之を用う。

### 推日孤虛法

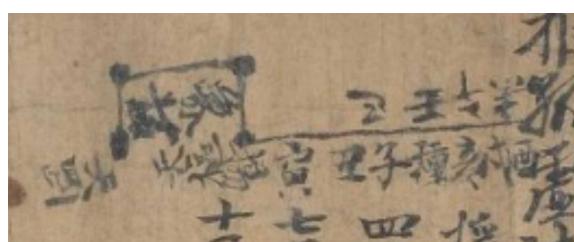
常以登明加日辰、從「魁」・天魁爲孤、太衝・天罡爲虛。右件日孤虛、十人以上用之。

登明を以て日辰に加うるを常とすれば、從魁・天魁 孤と為り、太衝・天罡 虚と為る。右件の日の孤虛、十人以上 之を用う。

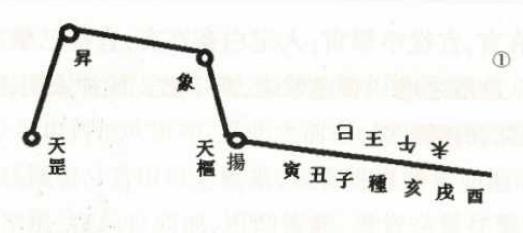
### 推時孤虛法

今時後二辰爲孤、從擊必勝。

今時の後の二辰 孤と為り、従りて擊てば必ず勝つ。



(図二) 北斗七星？ (P.2610 原本)



(図三) 『敦煌本数術文献輯校』作成)

① 「徵明」とは十二月將の一つであり、一月・亥（北西）を指す。『夢溪筆談』卷七に

「徵明者、正月三陽始兆于地上、「見龍在田、天下文明」、故曰徵明。(徵明とは、正月三陽始めて地上に兆ありて、「見龍田に在り、天下文明なり」、故に徵明と曰う。)」とある。

②「太歲」とは、木星とは逆方向へ進むとされた虚構の惑星。木星と同じく、十二年ごとに天を一周し、その年の十二支の方位に存在するとされた。「太歲神」のように、古くから神格化された。ここでは特に方位神としてみなされているか。

③「天魁」とは、北斗七星の第一星。「天枢」とも。ここでは十二月将(神将)の一つ

であり、二月・戌(西北)を表す。『夢溪筆談』卷七に「天魁者、斗魁第一星也。

斗魁第一星抵于戌、故曰天魁。(天魁とは、斗魁の第一星なり。斗魁の第一星戌に抵る、故に天魁と曰う。)」とある。

④「從魁」とは、北斗七星の第二星。「天璇」とも。ここでは十二月将の一つであり、

三月・酉(西)を表す。『夢溪筆談』卷七に「從魁者、斗魁第二星也。斗魁第二星抵于酉、故曰從魁。(從魁とは、斗魁の第二星なり。斗魁の第二星酉に抵る、故に從魁と曰う。)」とある。

⑤「太衝」とは、十二月将の一つであり、九月・卯(東)を表す。『夢溪筆談』卷七に

「太衝者、日月五星所出之門戶、天之衝也。(太衝とは、日月五星の出する所の門戸にして、天の衝なり。)」とある。

⑥「天罡」とは、北斗七星の柄の部分。ここでは十二月将の一つであり、八月・辰(東南)を表す。「天罡者、斗剛之所建也。斗杓謂之剛、蒼龍第一星亦謂之剛、與斗剛相直。(天罡とは、斗の剛の建す所なり。斗の杓を之剛と謂い、蒼龍の第一星も亦た之剛と謂う。斗と剛とは相直なり。)」とある。

⑦「搖光」とは、北斗七星の第七星。

⑧「月建」とは、北斗七星の柄(特に搖光)が指す方角のことを指す。「建」は「指示す」の意。「斗建」とも呼び、月ごとに指す方角がある。具体的には、旧暦十一月の冬至に子(北)の方角に向き、十二月→丑(北東)、一月→寅(東北)、二月→

卯(東)、三月→辰(東南)と向きを変えていく。

⑨「登明」とは十二月将の一つであり、一月・寅(北西)を指す。「徵明」の別称。まず大枠として、「推孤虛法」が月単位(一部年も関係)、「推旬孤虛法」が旬単位、「推日孤虛法」が日単位、「推時孤虛法」が時間単位の孤虛占となつていて、以下、それぞれ占法について考察を加えたい。

### 推孤虛法

まず、前半部分である「徵明を以て太歲に臨めば、天魁・從魁孤と為し、太衝・天罡虛と為すなり。」について考察する。ここで登場する太歲は、『論衡』難歲篇で以下のように登場する。

『移徙法』曰、「徙抵太歲凶、負太歲亦凶。」抵太歲名曰歲下、負太歲名曰歲破、故皆凶也。假令太歲在甲子、天下之人皆不得南北徙、起宅嫁娶亦皆避之。其移東西、若徙四維、相之如者、皆吉。何者、不與太歲相觸、亦不抵太歲之衝也。

『移徙法』に曰く、「徙りて太歲に抵れば凶、太歲に負くも亦た凶なり。」と。太歲に抵るを名づけて歲下と曰い、太歲に負くを名づけて歲破と曰い、故より皆凶なり。假令太歲甲子に在らば、天下の人皆南北に徙るを得ず、宅を起こし嫁娶するも亦た皆之を避く。其の東西に移り、若しくは徒に四維に相之き如く者は、皆吉なり。何となれば、太歲と相触れず、亦た太歲の衝に抵らざるなり。

ここでは、『移徙法』に王充が解説を付すという形を取っている。この記述によれば、当時太歲は、移転の方角を決める際、重要な役割を果たして

いた。具体的には、太歳のいる位置とその反対方向は縁起の悪い方角（例…太歳が子＝北にいる時、北と午＝南が凶方位）なので、移転してはならないと述べる。

一方、『淮南子』天文訓には「咸池爲太歳、二月建卯、月從右行四仲、終而複始。太歳迎者辱、背者強、左者衰、右者昌。（咸池 太歳と為り、二月卯を建し、月右従り四仲を行ひ、終わりて複た始まる。太歳迎うる者は辱められ、背く者は強く、左する者は衰え、右する者は昌う。）」とある。ここでは、太歳の方角へ向かうのは悪く、逆に背にすれば強くなると述べる。

このように太歳は、古くから神格化され、占術に利用されていたことが分かる。また、太歳を根拠とする占術は、方位占という点で孤虚占と類似する部分がある。特に『淮南子』の「太歳迎うる者は辱められ、背く者は強く」の部分は、軍事で用いる際の孤虚占と占法として同一であり、注目される。

次に、徵明・天魁・従魁・太衝・天罡を含む十二月将について確認する。

十二月将とは、黄道（太陽が見かけ上通る道）を十二等分した上で、それぞれの方角を名付けたものであり、月・地支も共に配当される。具体的には、徵明＝一月・亥・北西、天魁＝二月・戌・西北、従魁＝三月・酉・西のようになる。

一方、各月将と太歳の関係については、『論衡』難歲篇の記述が参考される。

或上十二神、登明・従魁之輩、工伎家謂之皆天神也。常立子・丑之位、俱有衝抵之氣、神雖不若太歳、宜有微敗。移徙者、雖避太歳之凶、猶觸十二神之害。

或いは上の十二神、登明・従魁の輩は、工伎家之を皆天神と謂うなり。常に子・丑の位に立て、俱に衝抵の氣有りて、神太歳にしかずと雖も、宜しく微敗有るべし。移徙する者、太歳の凶を避くと雖も、猶お十二神の害に触るがごとし。

難歲篇によれば、十二月将は後漢当時の工伎家（占術家）に「天神」だとみなされていた。そして「衝抵の氣有り」、つまり人と方角的にぶつかる性質を持つていて、その神明は太歳ほどではないものの、多少の禍事が現れる、と述べる。

以上を踏まえ、前半部分を解釈したい。「徵明を以て太歳に臨む」は「徵明（一月）にその年の太歳がいる方位を向く」ことを指す。「天魁・従魁孤と為し、太衝・天罡虛と為すなり」は、一月には、天魁（戌・西北）・従魁（酉・西）が孤となり、太衝（東・卯）・天罡（辰・東南）が虛となることを指す。つまり、天魁と天罡、従魁と太衝がそれぞれ孤虚の関係である。

では、この占術を図でいかに表すべきだろうか。先に検討した（図一）の図や竹簡の孤虚占のように八方位を基準に考えた場合、うまく占うことできない。一方、十二方位を基準として図を作成すると、（図四）のように図式化することができる。

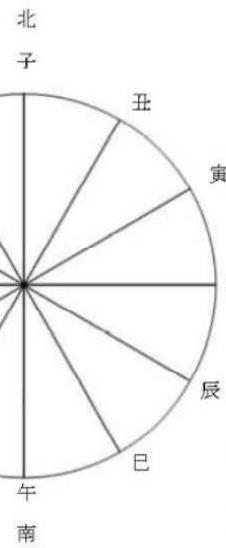
また、『太白陰經』に「登明加歲支、天魁〔・従魁〕下爲孤。太衝・天罡下爲虛。（登明・歲支に加うれば、天魁・従魁の下孤と為る。太衝・天罡の下虚と為る。）」とあるように、敦煌文献のこの孤虚占に類似するものが確認できる。ここから、唐代には既に十二月将の要素を含んだ孤虚占が存在していたことが分かる。

(図四) 推孤虛法・前半部分の孤虛占・一月

太衡・東・虛  
天罡・東南・虛

天罡・東南・虛

太衡・東・虛  
天罡・東南・虛



微明（一月）  
占う年に太歲の  
居る方角

天魁・西北・孤  
徒魁・西・孤

次に、「推孤虛法」の後半部分である「搖光 正月建、子丑從り午未を擊ち、二月 丑寅從り申未を擊ち…」を考察したい。

占法を推測する前に、こちらもまずは搖光を含む北斗七星と占術の関係性について確認する。『史記』天官書には、以下のような記述が存在する。

斗為帝車、運于中央、臨制四鄉。分陰陽、建四時、均五行、移節度、定諸紀、皆繫於斗。

斗を帝車と為し、中央に運り、四鄉を臨制す。陰陽を分かち、四時を建て、五行を均しくし、節度を移し、諸紀を定む、皆斗に繫る。

北斗七星は天帝を乗せて巡る馬車であり、四方を統一し、陰陽のバランスを調整し、四季を作るなど、重要な役割を多く担っているという。

また『淮南子』天文訓には、以下のような記述が存在する。

斗杓爲小歲。正月建寅、月從左行十二辰。（中略）小歲東南則生、西北則殺、不可迎也。而可背也、不可左也、而可右也、其此之謂也。

斗杓を小歲と為す。正月 建寅を建し、月に左從り十二辰を行ふ。（中略）小歲は東南すれば則ち生、西北すれば則ち殺、迎うべからざりて、背くべく、左するべからずして、右すべし、とは其れ此れの謂なり。

これによれば、北斗七星の中でも「斗杓 = 小歲（玉衡・開陽・搖光の三星）」は、正月に寅の方角を指し、月ごと左周りに十二辰を巡る。そして、その人が斗杓の東南に位置していれば良く、西南に位置していれば悪いとする。太歲や十二月将と同じく、方位占との関わりがあることが分かる。

次に『夢溪筆談』卷七には、「正月寅、二月卯、謂之建、其說謂斗杓所建。（正月寅、二月卯、之を建と謂い、其の説 斗の杓の建す所を謂う。）」とある。記述によれば、北斗七星が正月は寅の方位（東北）、二月は卯の方位（東）のように、月ごとに指示する方位を「建」と称す。つまり本文の「正月建」は寅の方位を示す（注11）。

以上を踏まえて「搖光 正月建、子丑從り午未を擊ち、二月 丑寅從り申未を擊ち…」を解釈すると、「正月には、搖光が寅（東北）の方位を指示し、子（北）・丑（北東）の方位が孤となり、午（南）・未（南西）の方位が虛となり、孤を背にして虛を攻撃すべきである。二月は搖光が卯（東）の方位を指示し、丑（北東）・寅（東北）が孤となり、申（西南）・未（南西）が虛となり、孤を背にして虛を攻撃すべきであり…」となる。

三月以下の占術も同様に解釈することができる。孤虚の方位は、各月の揺光が示す方位の左隣二方位が孤となり、その反対が虚となるように決定されている。

た二種の孤虚占は、月将・揺光の位置から左隣の二方位を「孤」と規定するが、それにどのような意味があるのかは不明である。

### 推旬孤虚法

冒頭の「**登明を以て六甲の辰に加うれば、亦た天魁・従魁 孤と為り、太衝・天罡 虚と為る。**」について、これは「推孤虚法」の冒頭に存在する孤虚占と同様の理屈である。つまり、「**登明を六つの旬の日付に加えた場合、登明（亥・北西）を基準に、天魁（戌・西北）・従魁（酉・西）が孤となり、太衝（卯・東）・天罡（辰・東南）が虚となる**」と解釈できる。ただし、この記述だけではどの旬の場合の話なのか判然とせず、占法の全容を推定するのが難しい。

一方、後文の「**甲子の旬 戌亥従り辰巳を撃ち**」からはじまる占術は、先に取り上げた『六甲孤虚法』のものと一致している。また、内容的に冒頭の占術とは別物だと推測される。

### 推日孤虚法・推時孤虚法

「推日孤虚法」の「**登明を以て日辰に加うるを常とすれば、従魁・天魁孤と為り、太衝・天罡 虚と為る。**」について、「**登明を以て日辰に加うる**」の解釈が難しいが、占う日の地支が亥の場合、同じく亥に配当される登明を基準として孤・虚を定めるのではないだろうか。

仮にこのような占法の場合、子や丑の日については、神后（子）や大吉（丑）の方角を基準として、それぞれ左隣の二方位が孤となり、その対の方位が虚となる（注12）。

一方「推時孤虚法」は単純である。「**今時の後の二辰 孤と為り、従りて撃てば必ず勝つ。**」について、例えば占う時間が子の刻（二十三～一時）の



場合、丑（北東・一時～三時）と寅（東北・三時～五時）の方角が孤となり、それぞれ反対の申（西南）と未（南西）が虚となる。そして、孤の方角を背にして虚の方角を攻撃すれば勝利できると述べている。ただし、これまで取り上げた孤虚占は、基準となる方位から左隣の二方位が孤となつてゐるが、「推時孤虚法」は右隣の二方位が孤となつてゐる。

これは、「基準となる方位・時間から進んで二つの方位を孤とする」という法則に沿つてゐる。換言すれば、十二月将や北斗七星を基準とする孤虚占は、左回りに時が進んでいくが、「推時孤虚法」の孤虚占は、基準となる時間から右回りに時が進んでいくため、孤の位置が異なる。

以上、敦煌文献P.2610に見える孤虚占について考察した。第一章で挙げた孤虚占と比べ、P.2610や『太白陰經』は、旬・日・時の孤虚占だけでなく、歳・月単位の孤虚が存在している点と、十二月将（や太歳・北斗七星）といった要素が存在していいる点で特徴的である。

### III 「戎事類占」の孤虚占

次に、元・李克家『戎事類占』に見える孤虚占の記述を確認したい（注<sup>13</sup>）。

本文献は、成立に関する情報が少なく、また明末以降にしか知り得ない内容が一部存在する（注<sup>14</sup>）ものの、他の文献にはない記述が確認できるため取り上げる。

右に挙げた箇所について、まず太歳だけでなく太白が登場していいる点で注目される。ここで太白も単なる惑星ではなく、方位神として捉えられていることが予想される（注<sup>15</sup>）。

占法について、後半の月単位の孤虚占は、敦煌文献や『太白陰經』とほぼ同一である。前半部分では、これまでに確認できなかつた完全な歳単位の占術が見える。つまり、太歳が子の方位にいる年には、その左隣の戌・亥の方位が孤となり、その対である辰・巳の方位が虚となる。また、太歳が丑→寅→卯と移動していくにつれて、孤・虚の方位も規則的に変化していく。

この他、『戎事類占』にはP.2610の「推日孤虚法」「推時孤虚法」とほぼ同一の記述が見られる一方（注<sup>17</sup>）、孤虚占と太乙占の関わりが確認できる記述が存在する。

太乙占（太一占や太乙式とも）は、太乙の運行によって吉凶を占う術であり、孤虚占と同じく方位占の要素を多分に持つ。

『太乙書』 文昌在内爲虛、可以攻外、文昌在外爲孤、可以攻内。陰德大義陽德地主（注<sup>18</sup>）。和德・呂申・高叢・太陽爲内、自乾至辰是也。大辰・大神・大威・天道・大武・武德・太簇・陰主爲外、自巽至戌是也。

太白年を経るに、孤虚太歳の後の二辰孤と為り、二辰衝く所虛と  
太白年を経るに、孤虚太歳の後の二辰孤と為り、二辰衝く所虛と

為す。仮如し太歳子に在らば、戌・亥孤と為り辰・巳虚と為る。太歳丑に在らば、亥・子孤と為り巳・午虚と為る。此月の孤虚登明を以て月建上に加うれば、河魁・從魁の下孤と為り、天罡・太沖の下虚と為る。

外に在りて孤と為し、以て内を攻むべし。陰徳は大義にして陽徳は地主なり。和徳・呂申・高叢・太陽 内と為せば、乾より辰に至るは是なり。大辰・大神・大威・天道・大武・武徳・太簇・陰主 外と為せば、巽より戌に至るは是なり。

それぞれ推奨されていることが分かる。この部分は、直接的に孤虚という語は用いられていないものの、「対角線上の方角を攻撃する」という点では孤虚の理論と一致する。

#### 四 孤虚占と式占

文昌は、元々星の一種であつたが、後に神格化され、特に太乙占においては方位神として登場する。例えば、『武經總要』後集・卷二十に収録されている「太乙定主客勝負陰局立成」では、太乙が動かず、代わりに文昌や他の方位神が移動する」とにより占うケースが確認される。

次に、和徳・呂申・高叢（藁）・太陽、大義・地主、大辰（冥）・大神・大威・天道・大武・武（陰）徳・太簇（族）・陰主について、『五行大義』卷五によれば、これらは「太一十六神」のうちの十四神であり、それぞれ性質が定められている。また、『太白陰經』卷六の「太白當凶篇第六十五」では、十六神のうち八神に八卦の性質が附加されている。以上の情報をまとめると以下の通りとなる。

和徳＝東北のすみ・艮／呂申＝寅・東北／高叢＝卯・東・震／太陽＝辰・東南／地主＝子・北・坎／大義＝亥・北西／大辰＝東南のすみ・巽／大神＝巳・南東／大威＝午・南・離／天道＝未・南西／大武＝西南・坤／武徳＝西南・乾／太簇＝酉・西・兌／陰主＝戌・西北（「」の他、陽徳＝丑・北東／大義＝亥・北西で十六神となつてゐる）

この情報を元に、『太乙書』を考察すると、「乾より辰に至るは是なり」は乾＝武徳・西南から辰＝太陽・東南へ攻撃する」とが、「巽より戌に至るは是なり」は巽＝大辰・東南のすみから戌＝陰主・西北へ攻撃する」とが

以上、P.2610や『戎事類占』を中心として、諸文献に見える孤虚占の記述を確認した。」（P.2610）『太白陰經』『戎事類占』の記述について、特に注目したい点が二つ存在する。第一に、孤虚占と方位神（太歲・十二月將・十六神）を関連付けている点である。第二に、旬だけでなく、年や月・日・時間の孤虚が存在する点である。

このような特徴を持つ孤虚占は、元々旬の孤虚占が存在しており、それを参照した上で、漢代（もしくはそれより以前）から方位占で用いられた太歲・月將・搖光のような要素を加えつつ、新しい孤虚占の形として作成された可能性が考えられる。

根拠としては、隋までの比較的古い孤虚占は全て旬単位であり、太歲・月將・北斗七星が関わっていない点が挙げられる。例えば、秦漢時代の『日書』三種や南朝宋の『六甲孤虚法』・隋の『五行大義』でそのような傾向が見られる。さらに、隋以降（唐）の李賢注で「孤虚とは、孤六甲の孤なる辰を謂い：」のように説明していることは、当時、孤虚占といえれば旬を基準としたものであり、孤虚占の古い形が旬単位であった可能性を示唆する。では、この変化はなぜ生じたのだろうか。孤虚占と三種の式占（六壬占・遁甲占・太乙占）との関わりから考察したい。

まず、三種の式占に関する、厳敦傑氏や山田慶児氏・猪野毅氏らの研究を参照しつゝ、基礎情報や孤虚占との関わりを整理する（注19）。

## 六壬占と孤虚占

六壬占は、式盤（局とも。四角い地盤の上に、回転する円い天盤を取り付けたもの）を用いて占うことから、「六壬式」とも呼ばれる。また、黄帝が蚩尤と戦う際、九天玄女が授けたという伝説から、「玄女式」と呼ばれることがある。その歴史は古く、前漢汝陰侯墓より六壬盤が発見されていることから、少なくとも前漢初期の時点で成立していたことが分かる。

「六壬」は、六十干支の中の「壬申」「壬午」「壬辰」「壬寅」「壬子」「壬戌」に由来する。『四庫全書総目提要』の『六壬大全』の説明によれば、「壬」は「水」と「陽」の性質を持ち、五行のはじまりが「水」であり、「陰」は「陽」から生まれる。ここから「壬」を特別視するようになり、六壬占が生まれた。

『唐六典』によれば、占う内容は「嫁娶」「生產」「曆注」「屋宅」「祿名」「挙官」「祀祭」「發病」「體葬」の九種である。ただし、明の『六壬兵占』のように、軍事に特化したものも存在する。

占法については、占う年・月・日・時の干支から「四課三伝」（注20）を算出し、各干支の持つ陰陽・五行の性質によって占う。また占う際の方角も密接に関係している。

孤虚占との関わりにおいて注目したいのが、十二月将（注21）・太歲・北斗七星である。既に確認した通り、これらはP.2610の孤虚占に登場するだけなく、六壬占にもしばしば登場する概念である。

例えば、王莽時代の武威県磨咀子<sup>ましよし</sup>六十一号墓の六壬盤には、北斗七星と十二月将の名が記されており、占う際に必要であったことが窺える（注22）。また、『太白陰經』卷十や、北宋の『景祐六壬神定經』などの六壬占では、北斗七星と縁の深い月建や十二月将はもちろん、「天罡加太歲、是陽覆陰也。（天罡太歲を加う、是れ陽陰を覆うなり。）」（『太白陰經』）や『靈轄經』

曰、用次客法。第一客月將加正時、第二客用月建加太歲。（『靈轄經』）曰く、次客を用うるの法。第一客月將 正時に加うるに、第二客月建を用いたるに加う。）（『景祐六壬神定經』）のように、太歲も関係している。

## 遁甲占と孤虚占

遁甲占は、三つの式盤（天盤・地盤・人盤）を使用することから、「遁甲式」とも呼ばれる。伝承によれば、黄帝が蚩尤と戦った際、天帝より授かれたとされる。実際、軍事に特化した占術がある一方、軍事以外について広く占うものも存在する。また、方位占の要素を持ち、その時々の吉凶の方位を占うことがある。

「遁甲」は、「六甲（甲子・甲戌・甲申・甲午・甲辰）を遁す」を意味する。占う際、「甲」は現れず、隠れて他の天干を支配していると解釈されている（注23）。

遁甲の名称自体は、梁の簡文帝「從軍行」に「三門、應遁甲。（三門、遁甲に應ず。）」とあるのが初出であり、少なくとも南北朝時代には存在していたことが分かる（注24）。

占法については、まず占う際の二十四節氣をもとに「六儀三奇」（注25）を決定し、九宮（空間を九分割したもの）にそれぞれ配当する。その後、日・時間の干支をもとに紫白（白・黒・碧・緑・黃・白・赤・白・紫）・八門（休・生・傷・杜・景・死・驚・開）・九星（天蓬・天芮・天冲・天輔・天禽・天心・天柱・天任・天英）・九神（值（天）符・騰蛇・太陰・六合・勾陳・太常・朱雀・九地・九天）も九宮に配当し、その上で計算して占う。これらの他、八卦や五行も関係している。

孤虚占との関わりにおいて注目したいのが、『太白陰經』卷九の遁甲占の中に孤虚占が収録されている点である。また、南宋の『奇門遁甲元機』、明

の『遁甲演義』『奇門遁甲秘笈大全』でも同様である。

## 五 占術における孤虚占の位置

さらに、『隋書』経籍志に「兵法遁甲孤虚斗中城法 九卷」「遁甲孤虚記

一卷 伍子胥撰」「遁甲孤虚注 一卷」とあり、また『後漢書』趙彥伝では孤虚と遁甲を用いて賊を破っているように、しばしば孤虚と遁甲が並列されている。以上により、遁甲占と孤虚占も密接な関わりを有していたことが分かる。

### 太乙占と孤虚占

太乙占は、六壬占や遁甲占と同じく、黃帝が蚩尤と戦った際に生まれたと伝えられている。

太一（乙）自体の信仰自体は非常に古く、『史記』日者列伝では「太一家」という存在が確認でき、馬王堆帛書『太一祝圖』でも太一が関係する占術が存在する。太乙占としては、前漢時代の安徽阜陽汝陰侯墓より出土した太乙九宮占盤や、伝世文献だと唐の『太乙金鏡式經』が最も古い。

占法については、占う年・日・時間の干支や十六神を用い、九宮内を遊行する太乙や五将（計神・天文昌將・地目・始擊將・主大將・客大將）の位置を算出し、その関係から物事の吉凶を占う。

孤虚占との関わりについては、前掲『太乙書』（『戎事類占』に引く）に、太乙占と孤虚占を合わせた占術が確認できる。

以上、三種の式占について確認した。孤虚占と三種の式占は、いずれも干支を用いる点、択日占を含めた時間の要素を持つ点、方位が関係する点など、多くの共通点を有していた。また、孤虚占と各占術の密接な関わりが確認できた。

次に、諸文献の記述や図書目録から、占術としての孤虚占の位置を明らかにした上で、孤虚占の変化について考察したい。

歴代図書目録における孤虚と三式を冠する文献を集計すると、（表二）の通りとなる。『太白陰經』や『武經總要』など、名称が含まれずとも各占術を述べている文献は存在し、また各占術の名称を冠していても、実態が異なる可能性もある。それぞれの編集事情も異なる。従つて（表二）はあくまで目安だが、読み取れることがいくつか存在する。

（表二）図書目録における孤虚・遁甲・太乙・六壬を冠する文献の数

太乙	六壬	遁甲	孤虚		漢・芸		隋・經	旧・經	新・芸	通・芸	宋・芸
					漢	芸					
1	0	0	0	兵							
2	0	0	0	天							
2	0	0	1	五							
1	0	0	0	雜							
6	0	0	1	計							
3	0	0	4	兵							
11	2	55	4	五							
1	0	0	0	医							
15	2	55	8	計							
1	0	0	0	兵							
4	1	9	0	五							
1	0	0	0	医							
6	1	9	0	計							
2	0	0	2	兵							
14	6	24	0	五							
0	0	0	0	医							
16	6	24	2	計							
9	0	1	8	兵							
48	82	71	2	五							
1	0	0	0	芸							
57	82	72	10	計							
4	1	2	3	兵							
39	31	26	0	五							
0	0	0	0	医							
43	32	28	3	計							

※「太乙」は「太一（壹）」「泰一（壹）」も含む。

※『遁甲孤虚記』のような文献については、どちらでも計上した。

※『通志』については、「五行一」に「遁甲」が、「五行二」に「太一」「六壬」という項目がそれぞれ存在しているため、その項目に含まれている文献は、各名称を冠しておらずとも計上した。

（例・遁甲→『天元陰陽局』）

まず、『漢書』芸文志の時点では、「五行」の中に孤虚を冠する文献が一種確認できる。『漢書』芸文志の術数略は、「天文」「曆譜」「五行」「蓍龜」「雜占」「形法」に細分されているが、孤虚は「雜占」ではなく「五行」に分類されている点に注目したい。これは少なくとも、当時の孤虚の占書が「雜占」のような「その他様々な占術の文献」という区分をされておらず、孤虚占が一定の位置を築いていたことを示唆する。

次に、『隋書』経籍志を編纂した初唐の時点では、孤虚を冠する文献が八種確認でき、それなりに流行していたことが分かる。一方、遁甲占にまつわる文献が五十五種類と非常に多く収録されている点にも注目される。さらに、『旧唐書』『新唐書』『通志』『宋史』の目録を確認すると、程度の差はあるけど、孤虚の名を持つ文献が、遁甲・太乙・六壬の名を持つ文献を数で上回ることはない。

次に、諸書の記述を改めて確認する。第一章で確認した通り、戦国時代の『尉繚子』では列挙される占術の中に孤虚占が含まれており、南朝宋の『後漢書』でも諸占術の一つとして挙げられている。

さらに、初唐『南史』陳武帝紀の中の記載には、陳の高祖が「涉獵文籍、

好讀兵書、明緯候・孤虛・遁甲之術。(文籍を涉獵し、好みて兵書を読み、緯候・孤虛・遁甲の術に明るし。)」とあり、呉明徹伝にも呴明徹が「就汝

南周弘正、學天文・孤虛・遁甲、略通其術。(汝南の周弘正に就き、天文・孤虛・遁甲を学び、<sup>ほぼ</sup>略其の術に通じたことが記される。さらに、第一章

で述べた通り、北宋『新唐書』李靖伝において、李靖が得意とする術の一つに孤虚が挙げられている。以上により、孤虚占は、戦国から唐ごろまでは占術の中でも代表的な位置に存在していたことが予想される。また、『南史』で孤虚と遁甲が並んで挙げることから、両者が共に占術の中で一定の位置を占めていた時代が存在していたことも分かる。

一方、唐以降、占術を並べて紹介する際、孤虚は登場することが少なくなっていく。例えば、南宋の晁公武が記した『郡齋讀書志』には、

自古術數之學多矣。言五行則本『洪範』、言ト筮則本『周易』、近時兩者之學殆絕、而最盛於世者、葬書・相術・五星・祿命・六壬・遁甲・星禽而已。

古自り術數の學多し。五行を言うは則ち『洪範』に基づき、ト筮を言うに則ち『周易』に基づくも、近時両者の學殆ど絶し、最も世に盛んなのは、葬書・相術・五星・祿命・六壬・遁甲・星禽のみ。

とある。当時「最も世に盛ん」な占術として、六壬・遁甲は挙がってるものの、孤虚は挙がっていない。実際、『郡齋讀書志』とおよそ同時代の『通志』芸文略を見ると、孤虚の名を持つ文献が十種類記録されているのに比べ、六壬・遁甲(や太乙)に分類される文献は多い。

また、さらに後の時代の『宋史』方伎伝では、馬韶や韓顥符・克明が三式を学んだことが記されている一方、孤虚が挙がることはない。

以上により、孤虚占は元来、遁甲占らと並ぶ程には主要な占術であつたものの、唐から宋にかけて徐々に廃れていったことが分かる。

一方、前述の通りP.2610や『太白陰經』のような唐の文献において、孤虚占の方位神(太歲・十二月將・十六神)を関連付ける動きや、年や月・日・時間の孤虚占が確認できる。この変化は、三種の式占で方位神が登場していることや、孤虚の論が使用されていること、孤虚占が唐宋を境に廃れていることと密接な関わりを持つ可能性が考えられる。

つまり、孤虚占の方位神を関連付ける動きや、旬以外の孤虚が登場したのは、その時期の一致や内容の類似性から考へると、三種の式占の影響(前

者は特に六壬占）を受けた部分が大きいのではないだろうか（注26）。

しかし結局、主要な占術は三種の式占に譲ることとなり、孤虚占は時に

それらの中に取り込まれる形で伝えられる」ともあつた。

例えば、先に確認した通り、『太白陰經』卷九の遁甲占の部分には、孤虚占が含まれている。さらに、『通志』芸文略・五行類・遯（遁）甲では、『応經孤虛注』一卷・『斗中孤虛圖』一卷が収録されている。また前述する通り、現存する『六壬大全』『奇門遁甲元機』『遁甲演義』でも孤虚占を収録している。

## 結語

以上、中国における孤虚占について考察した。孤虚占は、元々旬を基準として、旬ごとの孤虚を八方位から定めるといった占術であつた。しかし後世、占う時間の単位が増えていき、また方位も八から十二へ変化し、太歳・十二月将・北斗七星・十六神といった要素を附加していきながら発展した。

そしてこの動きは、孤虚占と類似点の多い三種の式占が徐々に支持されるようになったことと密接な関わりを持つていた。孤虚占は、戦国時代から唐宋にかけて、主要な占術の一つであったが、唐宋にかけて廃れていった。一方、それと変わるように、式占が徐々に占術としての地位を確立していった。

そのような中、孤虚占は式占を構成する要素（太歳・十二月将・北斗七星・十六神）を組み込み発展していった。しかし結局、孤虚占はかつての主要な位置を取り戻すことはできなかつた。これは恐らく、式占に対抗するためには變化したもの、式占と比べ数理性や体系性という点で秀であるこ

とができなかつたからだと考えられる。ただし、孤虚の考え方自体は、諸占術における空亡・天中殺という概念として現在でも使用されている。

三種の式占については、依然として不明な点が多く、占法やその変遷、日本への影響など、改めて考察する必要がある。この点については、稿を改めて考察したい。

## 注

(1) 『尉繚子』の成立年代や思想的特徴については、湯浅邦弘『中国古代軍事思想史の研究』（研文出版、一九九九年）で詳しく論じられている。

(2) なお、清華簡『筮法』には、「六虛」という語が存在しており、子居「清華簡『筮法』解説（修訂稿上）」（『周易研究』二〇一四年第六期）では、これを孤虚占と関連づけて解釈している。一方、『清華大學藏戰國竹簡（肆）』（中西書局、二〇一三年）では、は「六虛」の「虛」は爻の「位」を指すと述べ、また亜当・施沃慈（Adam SCHWARTZ）「從象數角度解釈『筮法』“死生”篇的一些內容」（『出土文献』第十一冊、二〇一八年）は「六虛」孤虚占と関わりがないとしている。

小論では、『筮法』が孤虚占とは直接関わりがないという立場を取る。

(3) 千支の起源は非常に古く、既に殷代の甲骨文には六十干支が確認できる。詳細については、松丸道雄『甲骨文の話』（大修館書店、二〇一七年）を参照。

(4) なお、後述する竹簡の孤虚は、いずれも八方位（東・西・南・北・東北・東南・西南・西北）で占っているため、『五行大義』の「算法」も同様である可能性が考えられる。

(5) 孤虚と軍事との関わりについて、『呉越春秋』句践十一年では、呉を討とうする句践に対し、臣下の計硯（研）は「夫興師舉兵、必且內蓄五穀、實其金銀、滿

其府庫、勵其甲兵。凡此四者、必察天地之氣、原於陰陽、明於孤虛、審於存亡、乃可量敵。（夫れ師を興し兵を挙ぐるに、必ず且に内に五穀を蓄え、其の金銀を実たし、其の府庫を満たし、其の甲兵を励ますべし。凡そ此れ四者、必ず天地の氣を察し、陰陽を原ね、孤虛を明らかにし、存亡を審かにし、乃ち敵を量るべし。）と答える。この例は、軍事的な孤虛とは断定できいため、可能性があるものとして提示するに留めておく。

- (6) 甲子旬、辰巳虛、虛在東南、戌亥孤、孤在西北。甲戌旬、寅卯虛、虛在東方、申酉孤、孤在西方。甲申旬、子丑虛、虛在北方、午未孤、孤在南方。甲午旬、戌亥虛、虛在西北、辰巳孤、孤在東南。甲辰旬、甲酉虛、虛在西方、寅卯孤、孤在東方。甲寅旬、午未虛、虛在南方、【子丑孤、孤在北方。】（湖北省文物考古研究所『隨州孔家坡漢墓漢牘』、文物出版社、一〇〇六年を参照。）
- (7) 周家台秦簡『日書』については、陳偉主編『周家台秦墓簡牘 嶽山秦墓木牘』（秦簡牘合集3、武漢大学出版社、一一一四年）、放馬灘秦簡『日書』（乙種）については孫占宇著『天水放馬灘秦簡集釈』（文物出版社、一一一三年）をそれぞれ参考。
- (8) 王晶波『敦煌占ト文献与社会生活』（甘肅教育出版社、一一〇一一年）の一八一頁～を参照。
- (9) 鄭文寬・劉樂賢「敦煌天文氣象占写概述」（『鄭文寬敦煌天文曆法考索』所収、上海古籍出版社、二〇一〇年）は、P. 3288が安史の乱後に吐蕃が西秦五州を侵略する前に書かれたと推測する。そして、具体的な編纂年代を、七七五年～八〇〇年の間とする。一方、前掲『敦煌占ト文献与社会生活』は、この意見に賛同しつゝ、西秦五州が完全に吐蕃の支配下に入るのが七八六年である」とかい、P. 3288の編纂下限を七八六年とする。
- (10) <https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/btv1b8303614v.r=Pelliot%20chinois%202610?rk=21459;2>

(11) なお、『夢溪筆談』には、昔から述べられている月将の由来についても紹介している。また月建は、いわゆる建除（十一直）の占術でも用いられる。

- (12) 日の孤虛について、『武備志』七十三「日孤虛例」では、子日は孤＝亥・虛＝巳、丑日は孤＝子・虛＝午だと規定される。これは、子日の左隣の亥（北西）や丑日の左隣の子（北）がそれぞれ孤となつていおり、数は異なるものの、P. 2610と同様に孤虛を決定している。

- (13) 『戎事類占』について、続修四庫全書本を底本とするが、一部改めた箇所が存在する。
- (14) 例えば、孤虛占の記述が存在している卷二十一では、「万曆甲午の歲（一五九四年）」という記述が含まれている。
- (15) 底本は「餘放（方？）此月」に作るが「餘放」を衍字とみなして削つた。
- (16) なお太白は、日本の陰陽道における「八將神」において「大將軍」と称され、太歲が子の方位に居る際、西の方位に居るとそれでいる。
- (17) 日孤虛以登明加本日辰、時孤虛以登明加本時上、並河魁・從魁下爲孤、天罡・太沖下爲虛。（日の孤虛 登明を以て本日の辰に加え、時の孤虛 登明を以て本時上に加うれば、並びに河魁・從魁の下 孤と為り、天罡・太沖の下 虛と為る。）
- (18) 底本は「地主陽德」に作るが「陽德地主」に改めた。
- (19) 嚴敦傑「式盤綜述」（橋本敬造・坂出祥伸訳『東洋の科学と技術』、同朋舎出版、一九八二年）、山田慶児「古代人は自己＝宇宙をどう読んだか－「式盤」の解説」（『制作する行為としての技術』所収、朝日出版社、一九九一年）、猪野毅「奇門遁甲の基礎的研究」（『北海道大学大学院文学研究科研究論集』第十号、一〇一〇年）。
- (20) 「四課」とは、月将・日・時辰の干支を数値化した上で、改めて地支に変換したるものであり、これを「四課」（四占）と呼ぶ。第一から第四まで存在する。「三日伝」とは、山う事柄の経過の「三日」であり、初伝・中伝・末伝から成る。それぞれ四

課をもとに算出する。より詳細な占法については、前掲厳氏・山田氏の論考を参考。

- (21) 山田氏は、前漢汝陰侯墓の六壬盤には十二月將の名が見られない」とど、王莽時代の武威県磨咀子<sup>ましょし</sup>六十二号墓の六壬盤には、十二月將の名が記されていることから、前漢初期にはまだ十二月將の名がなく、前漢末までに出現したと推測する。
- (22) 前掲山田氏論文の一九七頁を参照。

(23) 『後漢書』方術伝の顏師古注には、「遁甲、推六甲之陰而隱甲也。(遁甲は、六甲の陰を推して隱遁するなり。)」とある。

(24) なお、遁甲占の初出について、「從軍行」に先立つ『漢書』芸文志・數術略・五行には「風鼓六甲 二十四卷」「文解六甲 十八卷」が著録されている。この二書は現存しないものの、前述の通り、「六甲」は遁甲占と密接な関わりを持つ概念であり、『漢書』の時点では遁甲占が存在していた可能性もあるが、現時点では待考とした。

(25) 「六儀三奇」について、遁甲占では、十干の中でも「戊・己・甲・辰・壬・癸」を「六儀」、「乙・丙・丁」を「三奇」とそれぞれ称す。

(26) 一方で、北斗七星や年・月・日<sup>干</sup>との占比いという点では、馬王堆漢墓帛書『刑德』や『淮南子』天文訓に見える刑德占でも確認できる。従って、孤虛占が式占と同様に、刑德占からも影響を受けた可能性も考えられる。ただし、刑德占は古代の成立以降、登場することは稀となることから、主に孤虛占の変化の契機となつたのは、式占の隆盛だと考えられる。

## 【附記】

- 本稿を作成するに先立ち、110111年1月、中国出土文献研究会の第七十四回研究会にて「中国における孤虛占について—敦煌文献P.2610を中心として」という題目

でオンライン発表し、湯浅邦弘先生・竹田健一先生・福田哲之先生をはじめとして、参加者の先生方から貴重な教示を賜つた。記して御礼申し上げたい。

・本稿は、JSPS科学研究費助成事業「研究活動スタート支援」(19K23004)による研究成果の一部である。

樋島 雅弘 (かばしま・まさひろ)

一九九〇年生まれ。大阪大学大学院人文学研究科招へい研究員・京都産業大学非常勤講師。専門は中国兵学思想史。共著に『よくわかる中国思想』(湯浅邦弘編著、ミネルヴァ書房、二〇一二年)、主要論文に「銀雀山漢墓竹簡『天地八風五行客主五音之居』における八風理論とその変遷—客主觀を中心として—」(『中國出土資料研究』第二十二号、二〇一八年)など。

